市議会だより

9月定例市議会

一般質問

会期中の九月十七日、十八日の二日間にわたって一般質問が行われ、西村久平、成田松太郎、斎藤芳二、工藤良一、石田　寛　虻川景一の六議員が、市政をとりまく諸問題について市の方針をただしました。その主な質問と応答の概要は、次のとおりです

市民保養所 清風荘について

＜問＞清風荘が農協から牧野組合に移り、組合が個人と委託契約をするとか聞いているが、市民保養所としてどうなるのか。

＜答＞市の方から牧野組合に、牧野組合から市農協に、そして市農協から再び牧野組合に営業権、管理が移るなど、いろいろいきさつはあったが、市民保養所としての性格はかわっていないし、精神は生きている。

ただ、現在のところ管理権の変更が、牧野組合が直接やるのか個人がやるのか確認ができていない。市民保養所としての性格を欠いてはいけないので、確認のための協議をしたい。

中小企業保護 育成と誘致企業

＜問＞不況下にある中小零細企業の振興について、その対応策を伺いたい。あわせて誘致企業と連動した地元産業の振興を伺いたい。

＜答＞たしかにきびしい環境にあり、具体的な対応策となると難しい。が当面する最大の問題は、観点が異なるが大型店対策が中小企業対策だと受けとめている。そしていま一つは、今回提案している商店街振興近代化資金貸付の制度である。

また新しい企業と既存の地場産業との連動性を図ることは、きわめて大事なことであり、経済効果、社会効果等を図るうえからも、産業振興策の一つとしてぜひやっていきたい。

亜硫酸ガス流出事故について

＜問＞事故の再発防止のためにも関係企業と公害防止協定を結ぶ必要があると思うがどうか。

＜答＞行政関連法令上から手の及ぶ部分でなかったこともある。しかし市民に不安と動揺を与えたという観点では、行政報告しなかったことを反省している。

今回、事故が起きて、いろんな手落ち、欠落している部分があることに初めて気づいた。いずれ欠落部分については、早急に関係方面の指導をあおぎ、企業側と協定を結ぶことを前提に具体化の協議をすすめたい。

新秋田空港への短絡路線の開設

＜問＞県北も高速交通時代に入ったが、新秋田空港まで三時間余とはあまりに遠い。空港への短絡路線実現に向けて一大運動を展開してはどうか。

＜答＞趣旨はよく理解できる。賛成だが、それより先に県都への時間短縮、短絡路線の実現が先決だと考えている。

臨調がらみで多くの問題はあるが、関係者と十分協議を重ね世論の動向等を踏まえながら、慎重に対応したい。

二選出馬について

＜問＞市長に対する出馬要請があるが起意表明をしておらず、議会のし尿問題調査委員会の成り行きもあり注目されていると報道されている。市長の意思を伺いたい。

＜答＞出馬要請や推せんはあるしかし多くの市民と出馬を前提とした話し合いをしていない。やるべき仕事は山積みしており市の総合開発計画も昨年スタートしたばかりである。

今は時代のすう勢に乗り遅れない市をみんなでつくって行かなければならない大事な時と認識している。私を支持してくれている人、また支持してくれていない人との話し合いを踏まえて総体的に判断したい。

農業生産構造の再編等について

＜問＞農家所得の増大と営農条件の改善のため、土地のはん用可能な基盤整備等生産構造の再編が望まれているがどうか。

＜答＞田畑輪換を含めた土地のはん用化はすすめなければならないし、五十六年から国県市が事業費を百パーセントもってモデルとしてはん用化を実施したが、ことしは二十五パーセントとも引続きやっていく。

一・五次産業については、やりたい意思は十分もっているので、農協の地域営農振興基本計画に大きな期待をよせており、具体的なものが出てくればお手伝いしたいと思っている。

その他の質問事項

▽財政調整基金について▽バス路線について▽し尿処理と食肉汚水の件について▽企業会計について▽福祉行政の見直しについて▽入札結果の公表等について▽市民サービスについて▽四週五休試行後の経過について▽労働会館内「市民の会事務局」について▽大型店の対応と商店街の振興について▽地方行政改革と市政について▽老人福祉問題について▽長根山公園の整備計画について▽総合開発計画について▽防災対策について▽住宅政策について▽行革（臨調答申のねらいと自治体に対する影響）について▽老人保健法（現行制度を守り抜くべきである）について▽「市民のひろば」と長木川治水対策について▽稲の不稔問題について▽非核都市宣言をする気はないか▽農業対策について▽長根山運動公園に合宿施設を▽交通対策（国鉄関係）について▽庁舎配置について▽市立病院について▽自治体における行政改革について▽市民と語る会（要望内容と対応）について▽市民財産の分収率について▽工業再配置促進費補助金と地元利用施設について

議会用語ミニ解説

意見書 地方自治法第99条第2項には、「議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政庁に提出することができる。」旨の規定があります。

意見書は、議会としての機関意思決定の一態様であり、具体的にはおおむね次のように2つに大別されています。

①地方公共団体の住民から、国政事務または機関委任事務について制度の改善または新設を促進されたいとする請願、陳情及び住民運動などがある場合

②国政など行政に反映させるために、議会独自の意思に基づく場合

たとえば、住民からの請願、陳情を議会が採択した場合は、同趣旨に沿って議会としての機関意思を別途意見書としてまとめて提出することがあります。

意見書の発案は、会議規則により所定の賛成者とともに議長に提出することになっており、会派共同提案あるいは委員会提案が例となっています。そして会期最終日の本会議に提出、議題に供され、委員会付託を省略し、質疑・討論・採決の順で可決された意見書は議長名で関係行政庁に提出されることになります。

二井田財産区議会議員一般選挙

投票日・10月29日（金）
午前7時～午後6時

不在者投票
・期間　10月22日～28日
午前8時30分～午後5時
・場所　選挙管理委員会事務室

9月定例市議会で審議された事項

＜議　案　等＞

9月議会定例会の会期中に議決された議案等の件名、結果は次のとおりです。

◆市税（木材取引税）条例の改正案（3月定例会後の閉会中審査事件）原案可決
◆国土利用計画の策定（3月定例会後の閉会中審査事件）　原案可決
◆昭和57年度一般会計、特別会計（国保、卸売市場、食肉センター、都市計画）及び水道事業会計補正予算案6件　原案可決
◆市立体育館条例の改正案　原案可決
◆工場設置促進条例の改正案　原案可決
◆商店街振興近代化資金貸付条例案　原案可決
◆都市公園条例の改正案　原案可決
◆市営住宅条例の改正案　原案可決
◆字の区域及び名称の変更（白沢地区）　原案可決
◆市道路線の認定、変更　原案可決
◆財産の取得（し尿処理施設建設用地）　閉会中審査
◆第二中学校改築建物工事の請負契約締結　原案可決
◆議会の議員の定数を減少する条例案　否決

以上のほか、次の決算については、委員12名で構成する「企業会計決算特別委員会」を設置し、閉会中に審査することになりました。

◆昭和56年度水道事業会計決算
◆昭和56年度病院事業会計決算

＜企業会計決算特別委員会＞

委員長菅原　勇治　　委　員柳館　邦男
副　〃　日景章二郎　　〃　佐々木丈雄
委　員松崎　重蔵　　〃　遠藤　徳一
〃　虻川　景一　　〃　斎藤　芳二
〃　工藤　良一　　〃　桜庭亥之助
〃　西村　久平　　〃　田中　国司

＜意　見　書＞

議員提出にかかわる次の意見書は原案どおりに可決され、それぞれの関係機関に要望することになりました。

◆地方バス路線（第3種）維持費補助金の継続交付に関する意見書（提出先・総理、大蔵、運輸各大臣、秋田県知事大館市長）
◆市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書（提出先・総理、厚生両大臣）
◆灯油価格抑制等に関する意見書（提出先・総理、通商産業両大臣、経済企画庁長官、秋田県知事）

＜採択された請願・陳情＞

◆地方バス路線（第3種）維持費補助金の継続交付　2件
◆市町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する意見書の提出要請
◆私道の市道認定とその舗装（片山八坂町内）

＜閉会中(継続)審査事件＞

議案1件、決算2件をはじめ、請願・陳情あわせて77件は、いずれも担当委員会で閉会中審査することになりました